

2026年いよいよ義務化！ カスタマーハラスメント 対策セミナー

労働施策総合推進法の改正により、**カスタマーハラスメント対策が事業主に義務付けられます**。改正法で事業主に求められる措置の内容、もしもカスハラが発生してしまったときの適切な対応を学ぶセミナーを開催しますので、ぜひご参加ください！

■ 概要

鳥取会場

とりぎん文化会館
第4会議室

米子会場

米子コンベンションセンター
第5会議室

7月15日（火）午後1:30～4:00 7月16日（水）午後1:00～3:30

対象 県内企業・団体の代表者・人事担当者など

定員 各回40名 ※定員に達した場合、受付を締め切ります。

内容

- ・カスタマーハラスメントとは
- ・カスハラの背景と対策のポイント
(企業のカスハラ対策の法制化を踏まえて)

参加無料

- ・カスハラ行為者、タイプ別の対応
- ・応対者のメンタルケア
※各回の内容は同じです

■ 講師

さかい ゆか
酒井 由香 氏 日本カスタマーハラスメント対応協会 副代表

<経歴>
大手住宅設備メーカーにて修理受付をスタートに様々なお客さま対応部門に従事。
BPOセンターの立ち上げに携わった後、お客さま相談室長として、組織マネジメントを実施。
顧客接点業務向けシステム開発会社に参画後は、クライアント企業の顧客対応窓口に対して
対応実務に関する支援や、システム構築における運用面のサポートを担当。
また、対応実務の視点から、カスタマーハラスメントに携わっている。

2020年「グレークレームを"ありがとう！"に変える対応術」(日本経済新聞出版本部)を共同執筆
2022年 日本カスタマーハラスメント対応協会に参画 (2024年より副代表)

消費者を取り巻く、多くの業界団体から最新情報を得ながら 生活者の声を活かす仕組みづくりの支援を行っている。



■ 申込方法

とっとり電子申請サービス

右記二次元コードよりお申込みください。
利用できない場合は、問合せ先までご連絡ください。
申込期限：**令和7年7月11日（金）**



鳥取会場



米子会場

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課

電話:0857-26-8477 電子メール:koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp